

計 画 書

大阪都市計画特定街区の決定（市決定）

都市計画高麗橋一丁目特定街区を次のように決定する。

| 名称 | 位置 | 面積 | 建築物の容積率 の最高限度 | 建築物の高さ の最高限度 | 備考 |
|----------------|------------------------|---------|------------------|--|----|
| 高麗橋一丁目 特定街区 | 大阪市中央区 高麗橋一丁目 地内 | 約 0.3ha | 105/10（注1） | 高層部 150m 中層部 23m 低層部 16m 7m 4m | |

（注1）ただし、大阪市文化財保護条例の指定を受けた大阪市指定有形文化財で、建築基準法第3条第1項第3号の指定部分を含むものとする。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。なお、壁面の位置の制限は、建築基準法上の道路境界線からの距離を示すものとする。ただし、建築基準法第3条第1項第3号の指定部分については適用しない。」